

農林水産省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>大臣官房広報評価課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房検査・監察部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密文書の管理)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、<u>政策統括官</u>、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>	<p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>大臣官房文書課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 農林水産省に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房評価改善課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密文書の管理)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>